

「光市事件」報道をBPO申し立てへ

「光市事件」報道を検証する会 島谷直子

私たち「光市事件」報道を検証する会は、一七人の連名で、十一月二七日、民放とNHKでつくる「放送倫理・番組向上機構」(BPO)の放送倫理検証委員会(以下「検証委員会」)に対して、「光市事件」裁判を報じたテレビ番組一八本の審理をするよう求めた。番組を収集することがたいへんだったので、すべての番組に目を通せたわけではない。収集できず、見逃してしまった番組も多い。五月から九月まで、差し戻し控訴審の集中審理が終了するまでに放送された三〇〇本余りの番組を収集し、その中から、一八本に絞って、審理を求めた。

申立人のそれぞれが、さまざまなかたちで「裁判」に関わってきた経験を持っている。私も、ある再審請求冤罪事件に二七年間、関わりを持っている。私たちは、「光市事件」報道の過熱ぶりに、被害者参加制度・裁判員制度が導入されようとしている、この時期の報道として、このままではたいへんな事態になると、強い危機感を持った。検証委員会は、それぞれの放送局から番組を取り寄せ、審理に入る予定である。いずれ、結果が出されると思うが、これからの事件報道・裁判報道の指標になるような結果を示してほしい。

番組を繰り返し見る作業は、実に苦痛だった。五月の初公判時、弁護士バッシングに集中した報道は、集中審理で被告人尋問が始まり、法廷に被告が姿を現した途端、にわかに過熱していった。法廷での被告の言葉を取り沙汰して、集中審理の最後には、サスペンスドラマさながらに、法廷を再現したドラマまでが登場した。しかし、報道がここまで過熱することを、当初、メディアのディレクターたちも予測していなかったのではないだろうか。

実は、私は、一八本のうちの一本で取材を受けている。差し戻し審第一回公判の当

日に放送された報道ステーションである。担当ディレクターは、「この次にこの事件を放送できるのは判決公判の前だと思う。それまではないと思います」といていた。それなのに、集中審理に入ると、どの局も、ニュース番組やワイドショーで、一日中、取り上げるのである。一局の放送時間が、トータルで一時間ほどになった日もあった。一日のテレビ放送の二四分の一が、「光市事件」の裁判報道に費やされたのである。そうした報道状況は、相乗効果を発揮し、「あおり」現象を起こした。この「あおり」現象は、「二人の大弁護士」対「被害者遺族の孤独な闘い」という対立図式をメディアが作り上げたことによって、ますます拍車がかかった。被害者が法廷に立ち実際に尋問が出来るこれからの裁判では、「光市事件」報道のように、「法廷」がセンセーショナルに取り上げられる事態が起こることが予想される。

「報道ステーション」に騙された

私が取材を受けた報道ステーション(五月二四日放送、テレビ朝日)がなぜ、一八本に入っているのか。報道ステーションは、他の番組と同様に後述する多くの問題点を含んでいるが、司会の古舘伊知郎と解説者の加藤千洋は、この日に限らず独断的なコメントを繰り返している。

この日の放送は、被告の「反省の態度」を、ことさら強調しようとしていたと思う。そのために、私に対するインタビューで「長髪」を問題にし、イメージ映像で、イスに座って前屈みになっている被告に弁護士がメモを渡すシーンを再現した。

私は、昨年の三月下旬頃から、被告の青年と交流している。そのことを知ったディレクターが、番組に出て話して欲しいとってきた。私は、テレビには出たくなかったが、青年から、昨年来た手紙を公表しようと思った。初公判を前に、各放送局が、七年以上も前に、彼が拘置所で知り合った友人に書いた、被害者を揶揄しているとも受け取られる手紙を報道していたからである。被告の青年は、友人宛の手紙を書いた七年前とは、すでに心のありようが変わっている。被害者やその遺族に対して、謝罪・反省・償いをどうすればよいのか、日々、悩みながら生活している。青年との交流を通して、私は、そのことを実感していた。私に宛てた手紙の全体に、彼の心のありようが現

れており、私は、こういった事実を、社会に伝えたかった。私宛の手紙の最後には、次のような文面もあった。

「一度は死に、そして生まれかわることができたとするなら、それは、『やさしさ』によってのみ、生まれかわることができ、『やさしさ』によってのみ償うことが許されている。／罪をしょって立たなくてはいけない。僕にとっては、『つらい』『くるしい』『つかれた』『あきた』という言葉や思いは禁句であり、本来、僕は、寝る間もおしんで修練に励み、3倍の努力をもって、あえて『普通』だと言いたい。／僕の中の謝罪には『ここまで生かしてくださってありがとうございます』というのもの、それゆえふくまれている。／このめげないしせいがいつかは理解されることを信じたい。／これからも、償いにむけての一步、おそくはあっても、ちやくじつに進んでゆけることを、今、じっかんしている」と、書かれてあった。青年から私に宛てた個人的な手紙ではあるが、彼の了解がとれれば、社会に伝えたいと思ったのである。

私が、「手紙だけを出して欲しい」というと、ディレクターは、「手紙を公開する以上、その手紙の経緯を説明する義務がある」と、私を説得した。ところが、実際の番組では、「手紙の経緯」については全く放送されなかった。私にたいするインタビューで放送されたのは、「裁判をひかえても長髪のままの理由」と、「結果的に二人もの弁護団になったことについて被告がどう思っているか」という二点だけだった。

「その被告と、昨日、面会した人物がいる。……島谷直子さんは、被告が裁判をひかえても長髪のままの理由を聞いていた」のナレーションのあとに私が登場する。まるで、私が、長髪を理由を被告の青年に「聞いた」ようにもとれる。しかし、実際には、拘置所での面会の際に、このディレクターが、青年に質問したのである。手紙を公表することについて了解を得るために、この日、ディレクターと私は、青年に面会していた。私が「聞いていた」のは事実としても、このように使われると釈然としない。それにしても、「長髪」であることを、どうして問題にするのだろうか。髪が短ければ反省の態度を示していて、長ければ、「反省していない」とでもいうのだろうか。イメージ映像で「姿勢」を問題にするのも同様の意図がみえる。

放送を文字で再現すると、「検察の弁論中、足を開き、肘を膝に乗せて、前のめりの

姿勢をとった」というナレーション。画面は、被告の右上半身のイラスト。画面左下には「前のめりの姿勢」のテロップ。続いて、「そこに、弁護士からメモが差し込まれる」のナレーションで、イメージ映像に変わる。画面左上に小さく「イメージ」の文字がある。「一度は背筋を伸ばしたものの、また、元の姿勢に戻った」のナレーション。画面はイラストに戻り、画面右下に「元の姿勢に」のテロップ。

被告の青年の姿勢が前屈みになったのは、八年以上の拘置生活でイスに座ったことがないからである。拘置所では正座か安座(あぐら)しか許されず、八年ぶりにイスに座ってみると、身体が痛くて、どうにも耐えられなかったのである。「姿勢」を問題にする報道は、事実を歪曲し、被告の青年に反省の態度が見られないことを意図的に強調しようとするものである。

手紙は便せん五枚に書かれていた。しかし、報道された内容は、二つの文言にすぎない。「これからも、償いにむけての一步、おそくはあっても、ちやくじつに進んでゆけることを、今、じっかんしている」という言葉に続いて、彼が抹消した部分について、ことさらに取り上げている。手紙の他の部分が、あえて見えないように、抹消部分だけに光を当てて、そこだけが目立つ演出を行っている。抹消部分には、「僕は負けません」と書かれている。「自分との闘いに負けない」という意味である。書いた後になって、自信が持てなくなり、二本の線で消しているのである。このように、ことさら強調して放送されると、まるで「遺族との闘いに負けない」といっているような誤解を与えてしまう。画面右上のテロップには、「21 人の弁護団……遺族の闘い」とテロップが入っているのである。結局、手紙も私へのインタビューも、取り上げ方が恣意的であり、私は、いわゆる「期待権」を裏切られた。

一八本の番組の問題点

一八本の番組は、内容に、①裁判の事実関係についての間違いや歪曲 ②番組の制作姿勢としての作為・演出過剰 ③不公平・アンフェアが特に際だった番組である。一八本の中には、放送倫理の「逸脱」どころか、名誉毀損の裁判すら起こせる内容の番組も存在する。

私は、特に、報道が人権侵害を引き起こす局面と、視聴者を誤導する局面について、重大な問題があると思っている。

事実ではないのに、被害者遺族を「睨んだ」と放送した。このように、断定できない事実無根の出来事を理由に非難するのは、被告に対する人権侵害である。「傍聴席の方をみることもなく」と非難されたり、今度は「睨んだ」と非難されたり、このような報道は、人格を誹謗するものであり、理不尽とすらいえる。被害者遺族が断定したとしても、もう一方の当事者が、そのような事実はないと否定しているのだから、客観的に事実が確認できない以上、報道すべきではない。少し考えてみるとわかることだが、被告の青年が遺族を睨む理由が存在しない。謝罪の気持ちを伝えたいと思っている被告が、どうして、遺族を睨むだろうか。それも、記者や傍聴人がいる法廷で。彼は、どちらかという目が細く、そのために、遺族は、鋭い目つきで「睨まれた」と思ったのかも知れない。こういった報道は、被告人の悪性を強調する報道であり、視聴者を誤導する。

被告の青年が、「ランニングシャツ、短パン」で法廷に現れたとあって非難した番組がある。「そして、我われ余りに憤りましたんで、イラスト作りました。昨日のこの元少年のいでたちです。ランニングシャツ、短パン、しかも頬を膨らませるように、口の中で舌を左右に動かしながら証言を聞いていた。ここに、反省の情のかけらも見ることが、私にはできないんですが」と、司会が言った。しかし、被告の青年が、このような服装で出廷したのは(実際にはいていたのは「短パン」ではなく、ズボン丈は膝下までであった)、午前中の法廷を終えて拘置所に護送される際、護送車の座席が汚物で汚れていたのに気がつかずに座ってしまい、衣服が汚れてしまったためである。その日は洗濯日で、房内に適当な着替えの衣服がなかったのである。日頃の領置品制限で、少ない衣料しか手元に置けず、着替えを簡単に拘置所職員に頼むことができない処遇実態にこそ問題がある。このような報道も人権侵害である。

弁護士に対するバッシングは懲戒請求や銃弾が送りつけられる事態にまで発展した。弁護側の鑑定人を「死刑廃止論者です」と非難した番組もあった。「係争中の問題はその審理を妨げないように注意する」(民放連「放送基準」)という倫理基準が、まっ

たく守られていない。そもそも、このような倫理基準があることを、現場の記者やディレクターは知っているのだろうか。

「そんなもん世の中で通用するわけないでしょ」(みのもんた)、「裁判官もそういうところはきちんと見てると思います」「それは見る側(裁判所)が見れば、すぐにわかってしまうことなので……」(両発言とも八広英輝弁護士)。こういった発言は、今後の裁判では、裁判員に対するプレッシャーにもなってくる。

八広弁護士のような法律家コメンテーターが入れ替わり登場し、傍聴もせず、裁判記録も読んでいないのに、無責任な発言を繰り返していることも、きわめて重大な問題である。「犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける」(民報連「報道指針」という放送倫理をまもっている番組は一つも存在しなかった。紙面の関係で、問題点の詳細を紹介できないが、ホームページ上で申立書と資料の一部を公開しているので見て欲しい。

裁判報道での「虚偽」の意味

対応した総括調査役は、私たちに対し、実に居丈高だった。開口一番、「アポをとらないでやってくるのは非常識だ」と言うのである。しかしそうだろうか。視聴者・聴取者が、「申立書」をもって、いきなり訪ねることが、なぜ「非常識」なのか、私にはわからない。果たして、この人たちは、アポをとったところで、面会するのだろうか。「インターネットか郵送で書類を出すように」といわれるだけであろう。総括調査役は、私たちが記者クラブなどにプレスリリースしたFAXを持っていた。「光市事件」と知って現れたのである。そうでもなければ「お断り」されていただろう。

面談の終了間際、調査役の一人が「この中に利害関係者はいますか？」と聞いた。「利害関係者」とは報道の対象になったり、出演した当事者という意味なのだろう。しかし、考えてみると、「利害関係者」は、調査役たちではないのか。なぜなら、放送局と関係のない調査役はいないからである。

彼らが、毎月、約二千件あるとされる案件をふるい落とし、ごくわずかの案件のみを、委員会にあげる。そして、委員会の一人の委員が、光市報道でコメントしている内容が、ひどいことから、委員会に心許ないものを感じるのである。

委員の一人である市川森一は、ザ・ワイド(日本テレビ)に出演し、「自分に殺意はなかった、殺す気はなかった、手が勝手に、あの一、相手の首を絞めたんだ、そんなお伽噺が通用するようであれば、まずこの世に悪い人は一人もいなくなるっていうことになりますし、裁判なんてのはいらなくなるということにそれはなってしまう。そうはやっぱり現実はいかないと思うんですよね。私も、ドラマライターとしていろんな犯罪ドラマを書いてきました。どっちかと言えば犯罪者側の気持ちに立ってドラマを書くタイプなんですけれども、それにしても今回のこの被告の言い分を聞いておりますとね、何て言うんですかね、これほど恥知らずな言い訳っていうのは聞いたことがないですね。つまり、これだけはっきり反省がないっていうことが、逆にこっち側に伝わってくると、前にも増して何てこの恐ろしい、この人間なんだろうっていうことを改めて感じてしまったりですね、そんな胸くその悪い詭弁を聞かされる本村さん、本当にお気の毒になりましたね」とコメントしている。一〇人いる委員の一人がこのような状態では、審理の結果に期待を持つことができない。

検証委員会は、「虚偽番組」を問題にする。裁判報道において、「虚偽」の事実を報道するということが、どのように重大な意味をもつのか、検証委員会では、裁判員制度を念頭において、しっかり考えて、議論してほしい。この「光市事件」報道を、事件報道・裁判報道に対する警鐘として受けとめて欲しい。日々の放送を見ると、あいかわらず、ひどい放送があふれているではないか。